

事務連絡
令和4年1月12日

通所サービス事業所 代表者 様

地域健康福祉室 長寿・介護保険担当課長
福祉事務所 障害福祉担当課長
新型コロナワクチン接種対策室課長

通所サービス事業所における新型コロナワクチンの 追加接種(3回目接種)について

平素は、本市の健康福祉行政に多大なご支援とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
ございます。

この度、厚生労働省より追加接種（3回目）について、①医療従事者、②高齢者施設等の入居者及び従事者、③通所サービス事業所の利用者及び従事者、④病院又は有床診療所の入院患者 の接種間隔を初回接種（1・2回目）の2回目接種完了後8か月以上経過後から、6か月以上経過後に前倒しを行うことが可能になる旨、通知がありましたので、別添のとおりお知らせさせていただきます。

ただし、今回の前倒しの対象となる通所サービス事業所は、65歳以上の高齢者が利用されている通所サービス事業所に限られますので、ご注意ください。

なお、通所サービス事業所の利用者（高齢者以外も含む）及び従事者の方への接種につきましては、勤務または利用されている通所サービス事業所において、接種体制を整えたうえで、接種を実施していただく事となりますのでよろしくお願ひします。

大変お手数おかけいたしますが、引き続き、新型コロナワクチン接種にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<連絡先>

地域健康福祉室 長寿・介護保険担当
担当：田中・吉田
TEL：072-841-1440

福祉事務所 障害福祉担当
担当：西中・藤重
TEL：072-841-1457

新型コロナワクチン接種対策室
担当：中山・白石
TEL：072-841-1429